

恩納村ひとり親家庭等 放課後児童クラブ利用支援事業

本事業は、ひとり親家庭等における放課後児童クラブ等の利用料の負担を軽減することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とします。

対象者

恩納村内に住所があり、放課後児童クラブを利用している方で次のいずれかの要件に該当する世帯

- 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者
- 生活保護受給世帯
- 村民税非課税世帯

補助額

利用している放課後児童クラブの利用料等の2分の1の額（年度を通して定額を補助）

対象期間

申請を行った日の属する月の翌月から始め、軽減の対象要件に該当しなくなった日の属する月まで。
（申請日が月の初日である場合、申請した月より対象となります。）

申請方法

- ① 保護者が本村窓口（福祉課こども家庭係）に認定申請書（第1号様式）を提出。
※ 認定申請書（第1号様式）は、放課後児童クラブ、村窓口のいずれかで受け取れます。
- ② 村が審査を行った後に対象者へ資格認定書（様式第2号）を送付。
- ③ 保護者は資格認定書（第2号様式）を放課後児童クラブへ提出。

必要書類

- ① 認定申請書（様式第1号）
- ② 児童扶養手当受給者証、母子及び父子家庭等医療費助成受給者証、生活保護受給者証、非課税証明書のいずれかの写し

ご注意ください

- ・ 村外へ住所変更する場合や利用資格の要件を満たさなくなった場合は、速やかに喪失届書（様式第3号）を本村へ提出してください。
- ・ 利用資格の認定後でも申請書や添付書類等に虚偽や不正がある場合は、利用資格を喪失する場合があります。